

介護保険法改悪

「要支援切り」はダメ！

～ 大阪市は新総合事業案を見直せ～



昨年、友好労組や介護にかかわる市民の方々と一緒に発足させた《安心できる介護を！懇談会》。中小の介護事業所で、今大きな関心事となっている「要支援切り」について、この間大阪市長と議会に要請を出してきました。

二月十二日には社会保険推進協議会・介護保険対策委員の日下部雅喜さんを招き学習会も開催。

「要支援切り」とは

これは二〇一五年四月施行の介護保険法四大改悪の一つです。介護の必要性が「軽い」とみなさ

れた「要支援1・2」の認定を受けた人の訪問介護とデイサービスについて、市町村が新設する「新総合事業」に移すという問題です。目的は介護給付を一元でも削ること。二〇一七年度までとされていますが、多くの市町村が財源も含めて困惑し、ほとんどが最終年度に移行する方針です。

厚労省は市町村に対して「新総合事業」のサービスは「無資格者による安上がり介護にしる」「介護からの卒業制度をつくれ」などと促しています。その為、すでに移行した自治体で、採算がとれず引き受ける事業者

がない、デイサービスに行けなくなった要支援者が生き甲斐や人間関係、リハビリの機会を奪われ、閉じこもりや認知症の進行が心配される等の事態が発生しています。

大阪市の場合

大阪市は二〇一七年四月に新総合事業へ移行する方針です。一月二七日、初めて具体案を提示。

その内容は、訪問介護では、無資格者による「生活援助型訪問サービス」を新設し、介護報酬を二五%引下げる、デイサービスでは、「短時間型」を導入し、介護報

酬を三〇%引下げるとなっています。まさに「無資格・低価格のサービス」です。

これでは事業所は採算が全くとれず、賃金は更に下がり、人手は集まらず（今でも最大の問題が人材不足！）、要支援者は必要なサービスを取り上げられてしまいます。

大阪市は高齢化率が高く、四割以上が独居。その方々を見守り支援してきたのが中小の訪問・デイサービスの事業所です。それを閉鎖や倒産に追い込むような政策はとうてい容認できません。

居宅サービスマユーザーの 七三%切捨て方針

国は「要支援切り」どころか「要介護2まで切る」方針をすでに煮詰めています。今、施設以外の「居宅サービス」を受けている人の七三%にあたります。施設を含めた全体でも、介護サービスマを受けているのは高齢者の十八%にすぎません。もしこれが実施されるなら、余程でなければ介護サービスマを受けられないこととなります。正に「保険料あって介護なし」の国家的詐欺です。

これを許すのか?! 介護は正念場にあります。

西成で働く仲間の思い

二月十二日の学習会は、今後も継続的に地域の介護事業所や職員が参加している形がいい。私は地域の人も、関係性の良くない会社や理事にも来てねと誘っています。

西成や多くの地域で本場に独居の人の生活はギリギリ、中小の事業所が踏ん張って支えています。そういうボランティアを辞さない介護関係の人たちが同じような問題意識や危機感を持っています。でも集まり悩みや問題を共有する場がありません。学習会をそういう場所にしようとする事業所にピラを配ってきました。

私達の運動は労働局や大阪市に申入れをやる一方、事業所や職員が集まれる場所づくりを提案したいなあとあります。職種ごとに集まったり、同業者が同じ悩みを共有したり、横のつながりを作るような、グループワークという場所づくりを不定期でもいいから作

ろうと提案したい。会社や地域でも、継続的にやれたらと思います。みなと合同も集まるにはすごくいい場所だし！西成もわかりで。なんや、地元とは関係性の薄い北浜より、断然オシヤレじゃないすか！

介護労働者はあまりにもひどい賃金と労働条件で、夜勤、早遅出などバラバラで多忙過ぎて、なかなか集まりを持ってません。イヤなことがあれば辞めて次にいつてしまふ。給与も横並びだし。だからどうやって集まって、共有して、声にするかが課題ですよ。それを、作れたらいいなと思います。

私は皆さんと一緒に、安心できる介護懇談会の場をつくられて、厚労省交渉や行政交渉の場を、みんなで忙しい中、準備してやっつてこの集まりに、本当感謝しています。だって、あまりにも厚労省や行政は現場をわかってないし、ひどすぎる会社が多くて悔しいのを、なんとか、やりかえすこともできてるわけですしね。

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！